

平成29年8月1日から育児・介護休業手当金の 給付日額上限相当額が変更されました!!

育児休業手当金および介護休業手当金の給付日額上限相当額が平成29年8月1日から下記のとおり変更となっておりますのでお知らせいたします。

	平成29年8月1日から	平成29年7月31日まで
育児休業手当金 (給付割合が67/100の場合)	13,622円	12,927円
育児休業手当金 (給付割合が50/100の場合)	10,165円	9,647円
介護休業手当金 (給付割合が67/100の場合)	14,992円	14,207円



給付上限相当額を超える標準報酬の等級および標準報酬の月額

育児休業手当金

第25級	470,000円
------	----------

介護休業手当金

第26級	500,000円
------	----------

